

論 説

吾妻鏡の本文批判のための覚書

——吾妻鏡と明月記との関係——

益 田 宗

本稿は、吾妻鏡の記事が編纂者たちによってどのようにして記事に仕立てられたか、つまり、吾妻鏡の何年何月何日の条の行文がどのような史料によって書かれたか、また、どのような経過を辿ってそこに収まつたか、といった問題を考えてみようとしたものの一環として執筆した。本文批判の前提ともいべきこの作業は、副題にいうとおり、ここでは吾妻鏡と明月記との関係を中心にして扱っている。

吾妻鏡の編纂の材料として既に指摘されているものは、日記では藤原兼実の玉葉、藤原定家の明月記、京下りの公卿として鎌倉に止住し將軍に近侍した二条教定の日記⁽¹⁾があげられている。そのほか、軍記物語の平家物語の諸本、將軍実朝の歌集の金槐和歌集、紀行文で作者未詳の海道記、回想記風の雜史六代勝事記などもあるし、また天台座主の補任の記録ではあるが、山門関係の小史としての意味を当時から持っていた天台座主記もあげられる。これらは指摘されてから既に相当の歳月が過ぎたが、今日その指摘どおり、吾妻鏡の編纂材料であつたかどうか、疑問の余地が残る書物も二三にとどまらない。私はそのうちの金槐和歌集の成立事情を考えながら、果してこの書物が吾妻鏡の編纂材料であつたかどうかについて考え直そうとしたこともあつたが、こうした原史料の出所を求める場合、常に問題となることは、編纂者たちは、どの範囲に材料を求めて、それをどのように記事に纏めて掲載したかといった、彼らの編纂の実態が具体的になつていなければ、結論が出にくく、そもそも考

られるが、立場を換えればこうも考えられるといった低迷状態に陥りやすかつた。この状態を脱するには、まず第一に、編纂の材料として誰も異論がなく、その材料の筆録又は編纂された年代が明らかで、かつ伝來の経過をはつきりと把握することのできるものを対象にとって、吾妻鏡の編纂の実態を把握しておく必要のあることを痛感した。ここで登場するのが、この藤原定家の日記の明月記である。今仮りに、天台座主記を組上に載せたとしよう。この書物は或時期の編纂物であるが、一度成立してからも順次改編増補されて、それぞれに異文を含んだ諸本を派生させてしまつてゐるから、本源的な成立年代が吾妻鏡の成立年代より先であつても、吾妻鏡と関係する行文がその本源的書物にあつたかどうかは、天台座主記諸本の系統研究を経た後でなければ決定することはできない。順次増補された過程において、吾妻鏡から逆に増補された行文である可能性もあるからである。また、散逸して現存しない膨大な編纂材料のことを考えに入れねばならないとするところを主たる対象として、今までいろいろと断想風に考えられていた編纂の実態に、いくらかでも光をあてられることができるとしたならば、今迄の見方では編纂材料とは考えられぬ書物についても、更に一步進んで何らかの光をあてることができるのではないかだろうか。目論見は次から次へと高次の段階へ発展しはするが、分析は低迷状態をそれほど脱したとは思えない。

初めにちょっと断つておかねばならないのは、吾妻鏡についての私の

考へである。吾妻鏡については、古典的な通説である和田英松・八代国治の説以来、まとまつた研究がない。従つて、その旧説のどのへんが今日なお通説として価値をもつものか、どの点については今日では学説史上の価値しかもたないのか、判然としない。これらの点については、別に機会を改めて私なりの考え方を発表することにして、こゝでは関係ある一二の点についてのみ、通説と異なる部分を断つておくにとどめる。

吾妻鏡が前半（源頼朝・同頼家・同実朝）と後半（藤原頼経・同頼嗣・宗尊親王）とに分かれ、別々に編纂され成立したという点については、私はそのように考へてはいない。もちろん大部の書物であるから、一度に成立するはずもなく、完成には巻々によつて遅速の差が出たであろうことは事実である。また編纂者にも初めと終りとでは多少の出入があつたであらう。けれども、一部・二部といつた別々のものであつたとは考へられない。従つて、編纂年代も、一括して十三世紀末から十四世紀初頭にかけて編纂されたという、従来の後半成立年代を以つて全体のものと考えるのである。さらにいうならば、或る種の体裁上の問題とからんで延び延びになつて、全体としての完成を遂にみることなく、立ち消えになつたものと思つてゐる。この点は、後日に譲る。

吉川本が草稿本の形を伝え、北条本が整理された淨書本の形を伝えてゐるという説については、全くといつてよいほど否定的である。この点についても、別に「慶長古活字版吾妻鏡の成立」と題して近く発表する予定であるので、詳細はそこに譲るが、吾妻鏡の諸本の本文系統は、原本文——これは今日その記述の多さからみて広本と名指してよい——から一部の巻々について抄略した本文——略本が生まれ、さらにこれを簡略にした再略本が派生する。しかも書物としては具合悪いことに、全体が纏まつて——成立しなかつたものを全体として纏まる纏まらぬと云々するのも変だが——伝來しないで、各巻がてんでんばらばらに散在し所々に伝來したため、後世、吾妻鏡の存在に気づいた人々たちは、文字どおり東奔西走して巻々を搔き集めた。広本あり略本あり再略本ありの

吾妻鏡は、こゝにおいて混乱を来たした。従来から手許にあつた略本は新に将来された広本によつて取つて替られ、広本の欠を補つて略本の一巻が挿入される。吾妻鏡の所蔵者といつても欠本が多い本の持ち主にすぎぬ。徳川家康もその一人で、手許に数巻の吾妻鏡を所蔵してはいたが、不足分は多く、たまたま黒田長政が、小田原北条氏伝來の吾妻鏡一部を献上したのを機に、彼此合体した末、慶長十年に古活字本を出版した。これ以降、吾妻鏡は披見が容易になり、この本によつて、自らの欠巻の部分を手易く補うことができるようになった。最近紹介された萩毛利家⁽⁶⁾なる吾妻鏡の写本もその一つである。手持ちの文禄五年書写の奥書がある写本ほかに、不足の部分をこの慶長古活字本で写して補つてゐることは、その幾つかの冊の巻頭に、写本としてはあるまじき「新刊吾妻鏡」という、古活字版の巻頭の一行を写していることからも、一目瞭然である。吉川本は右田弘謹の跋文によつて、足入れ本であることが明かり、島津本・北条氏伝來本も諸般の事情から足入れ本であることに間違はない。こういつた事情だから、本稿において私は、個々の具体的な所蔵伝來の系統にはよらず、適宜その巻その巻の広本を選んで、使用している。私が使用している部分を大きく欠いている一本があると既に指摘されていても、一言の断わりもなくその部分を欠いていい本によつてゐるのは、このためである。

○

次に藤原定家の日記、明月記の伝來について触れる。定家の子の為家がその子為相に宛てた譲状によると、明月記は治承から仁治までの期間、書かれていたという。定家は仁治二年（一一四一）に薨するから、死の直前まで日記をつけていたとみられる。しかし現存の部分は、治承四年（一一八〇）から嘉禎元年（一二三五）までで、その間にも欠落している歳月が多い点、吾妻鏡と対照する際に留意しなければなるまい。定家の死後、明月記の原本は、和歌文書等とともに子の為家の相伝するところとなつたが、為家はその死に先達のこと二年前の文永十年（一二七三）

八月に、これを末の子の為相に譲与えている。⁽¹¹⁾為家が、為相の異母兄にあたる京極為氏や二条為世に伝えなかつたことは、後に、吾妻鏡が明月記を採録しようとした場合、好都合だつた。しかも異母兄たちは、明月記原本はおろか、写本も所持していなかつたのではなかろうか、と思われるふしがある。

明月記には、鎌倉後期あるいは南北朝期の古写本といったものが殆どない。また転写本の奥書にも古い本奥書を載せるものがない。有名な延慶訴陳状の中で、定家の孫たちは、京極為兼が「貞永記廿卷」二条為世が「元久記」や「定家卿元久元年七月廿二日記」⁽⁸⁾を引いてそれぞの主張を述べているが、これらはどうも歌道関係の別記であつて、日記としての明月記を指すのではないようである。為世いうところの「定家卿元久元年七月廿二日記」は、日記のその日の条が元久元年秋の巻の自筆本として残つてゐるけれども、内容が両者別である。為兼のいう「貞永記廿卷」にしろ、巻数が多すぎて、日記とは断定しかねる。従つて、延慶訴陳状の記述を以つてしては、明月記の写本の存在を示すことにはならない。

写本が手易く作られなかつたということは、子孫の冷泉・京極・二条という各流派の歌壇における対立関係を考慮すれば、首肯できぬことでない。全体として流布の写本が作られたのは、近世に入つてからである。⁽⁹⁾従つて自筆の原本は、ごく少数の巻々とその断簡とが、別の目的で襲藏者の手許から巷間に流出した以外は、全体として近年まで冷泉家（上冷泉）に伝えられていた。昭和十五年藤原定家卿七百年記念遺宝展では、このうちから六巻を展覧したに過ぎず、以降、家憲によつて他見を禁じられたといわれる。⁽¹⁰⁾最近の事情は別にして、以上から、吾妻鏡の編纂時、すなわち鎌倉後期にも、写本は作られてはず、気軽にには原本所持者が他見を許さない事情にあつたことを知ることができると思う。

従つて、十三世紀末と十四世紀初の原本の所在が、当面の問題を考へるに一番必要なこととなろう。その原本所持者冷泉為相は、これを子の

為秀に譲ることになる。広橋家記録に收められている二条良基の記によると、その当時、為秀が明月記の原本を相伝しているほかに、明月記を所持している者がいなかつたという。⁽¹¹⁾この良基の言なども、さきの推定の裏付とすることができよう。吾妻鏡の編纂者が明月記から史料を求めるうとしたのは、冷泉為相の許以外にはありえなかつたと断定してほゞ間違いないであろう。

為相の生涯と歌学について、福田秀一「冷泉為相論」⁽¹²⁾に詳しい。為相の異母兄たち、二条為世・京極為兼が専ら京都にあつて朝廷や公家の間に自派の地歩を固めていたのに對して、為相は數回にわたり鎌倉に下向し、武家の間に歌道を説いていた。幕府との関係も、当然ながら密接なものであつた。彼が相伝した明月記が一般に披見困難な日記であるという条件も、この関係においてみると、鎌倉幕府にとつては幾分緩和されたであらうと推察される。

では、その為相は、明月記を全部、治承四年から仁治二年までの分をすべて編纂の材料に提供したであらうか。これについては、何も外的に証明するものはない。前述のように家として特殊事情下の相伝の日記であり、為相の側で無闇矢鱈と利用させたとは思えない。往時、部類記などを作る際に他人の日記を利用させてもらつた場合のように、所蔵者側が、相手方の必要な部分や巻々についてのみ便宜を計らつたと思われる。すると、吾妻鏡の編纂者側が必要とし、為相側が利用に応じた部分はどのようなものであらうか、この点を現在の吾妻鏡の本文中にある明月記からの転載記事によつて知ることにより、吾妻鏡編纂の実態を聊かかなりとも明らかにしたいと思うのである。

○
その前に少し、往時の編纂方法の第一段階といわれる「切貼り」について一言しよう。「切貼り」作業とは、各種の史料から必要と思われる事柄を書き抜き、次にこれを事柄ごとに切り放ち、それぞれ年月日ごとに或は事項ごとに貼り継いで一巻一冊を作る作業である。この方法は、

いわゆる類書を作る場合、必須の方法で、話によると、菅原道真が類聚国史を編纂するとき採用したという。彼は幾つもの壺を用意し、日本書紀から日本三代実録の草稿まで、項目ごとに区切って細長い紙に書き抜き、それをその項目の壺に投げ入れて整理をしたといわれる。彼は、この方法を白氏文集の作り方に習ったといわれる。勅撰和歌集の編集にしても、恐らくこれに近い方法がとられ、撰集の沙汰に伴って各人から撰者の手許に提出された和歌集から歌が選び出され部類別されたと思われる。これらが順番をつけられ、糊で貼り継がれるかどうかは別として、書写されて草稿ができるのである。日記などで、大量の記事の補入には、日記の記事とは別の紙に書いておいて、あとから日記の挿入すべき箇所を切り放つて貼り入れている事実や、やゝ趣を異にはするものの、軍記物語などで、甚しい長文の文章を補おうとする場合に、貼紙で補っている事実(神田本太平記)などからも、「切貼り」作業は今に限らず編纂者の知恵であつたことができる。まして、巻子本という「切貼り」に好都合な原稿の形態であつてみれば、猶更のことである。私は、この往時からの編纂者の知恵を押し除け排そうという気にはなれない。ただ今日の編纂者には、この知恵に加えて厳密な校正という作業

のある点が相違している点であろうか。
この「切貼り」稿本をもとに、編纂者の補筆や訂正、割愛にさらに舞文修飾が加わった末に、完成原稿として清書される。私が頭に描いてい
る編纂過程の一般とは、以上のようなものである。

○

さて、問題をもとに戻して、吾妻鏡が利用したとみられる明月記の記
事は、次の二十に満たぬ数でしかない。明月記には散逸部分が多く、例
えば承元三年四年などは全く欠けているから、現存の部分だけを対照し
てみても真相を語ってくれるかどうか判らない嫌いがある。また、抜き
書きして切貼りしたものの、次の段階で削られてしまつた記事もあるか
も知れない。こういう危惧の念に対しても、目下のところでは、現存部
分での対照を分析してみた結果から推論する以外に手段はないのである
が、両方の危惧の念は、杞憂にすぎないようである。

では、吾妻鏡と明月記との関係を示す記事はどれどれであろうか。私
が調査、しかも再三に涉って調査した限りでは、明月記の現存部分では
次の(一)から(四)までの例に限られている。ただし、八代氏の指摘した吾妻
鏡建暦元年三月十九日条は、関係なしとして今省いた。

この「切貼り」稿本をもとに、編纂者の補筆や訂正、割愛にさらに舞文修飾が加わった末に、完成原稿として清書される。私が頭に描いていた編纂過程の一般とは、以上のようなものである。

この表を説明すると、上の二欄は「吾妻鏡と明月記との」それそれ何月何日条にみられるかを示す。数日にわたる事柄は、代表となる条を擇んで掲げた。次の下の欄「吾妻鏡の引用形式」は、吾妻鏡が明月記の記事をどのようにして引載しているか、そこに京都使者とあれば、京都使者参着、何々之由申之、という形式であり、東重胤とあれば、東重胤帰参、申云、という形式で引かれていることを示す。次の「記事内容」は、事柄の概要であるが、そこに、他+明とあれば、使者がまずほかの事柄を報告し、次に明月記に書かれた事柄を報告している場合であり、明+他はその逆である。混とあるのは、上の二例のように記事が判然としないもの、つまり二つ以上の史料を擗きまぜにして書き下していることを示している。また、(一)、(二)、(三)、(四)と四つに区切ったのは、吾妻鏡の巻による区切りである。

(四)、明月記を引用する場合は、必ず京都から帰参した何某の幕府への報告としてか、或は使者の口上として掲げられる。吾妻鏡は、所謂正史が皇帝なり天皇の居所を中心として記録されるのに倣い、將軍の居所鎌倉を中心にして記事を構成して行く。これが一つの体例である。戦乱の記事を除いては、ほどこの原則は守られている。合戦の記事は、私闘の場合を除けば、將軍の代行者として武将が派遣されている訳であるから、正史における合戦の記事と同じく、その武将の戦陣を中心にして扱われたものであろう。ただ幕府要人らの薨卒の記事は、たとえ鎌倉以外の地で逝った場合でも、——鎌倉以外の地で逝けば、その事が伝わるの

に数日はかかるであろう——原則的に薨卒当日の条に掲げるが、使者者が鎌倉へ到着して報告する形式をとる場合も、極く少数ではあるが存在する。従つて吾妻鏡がこの体例による限り、將軍が上洛すれば、記事は京都が中心で鎌倉は從となるが、一般には鎌倉が居所であるから、明月記の記事が京都の動静に関するものである以上、どうしてもこの使者形式を採用しなければならなくなる。(註)のように、たまたま鎌倉でのできごとを明月記が記録し、これを吾妻鏡の編纂者が引用する場合は別である。

こゝで問題となるのは、それぞれの使者の名字その他の信憑性の問題である。これらは明月記からは導き出すことはできない。これら使者についての部分を、日記体を装おうとした吾妻鏡の編纂者の無意味な作為であると断定してしまえば、問題は直ちに解決するが、そのような作為があつたとすれば、ただ当面の使者の問題だけにとどまらず、他の場合でも無意味な作為を考慮しなければならなくなる。こうなると、もはや吾妻鏡の記事をとつて研究することが不可能となつて来はしまいか。私は、こういった使者形式の明月記の引用を吾妻鏡をそこなわずにはどう考え処理したらよいのであらうか。これが第二の問題である。

(イ) 仮りに今、実朝将軍時代だけを対象にとつて考えるとして、その期間、明月記にはこれら以外にも鎌倉関係の記事が多い。また明月記中の京都の火事も吾妻鏡の記事となつていて、このほかにも京都の火事は多くあつたし、事実、明月記にも多く記載されている。これらの方、一方が採録され、他方が切り捨てられたのは何故か。そこに何らかの規準があつたのではなかろうか。これが第三の問題である。

○

記のその条を採録した根拠なるものを嗅き出してみようと思い、詳細な解説を試みた。今日ほどには、当時の編纂者に編纂の規準や方針が脳裏に焼き付けられていて、事が成ったとは思はないが、いろいろの可能性を考え出すことによって、それらの集積の上で結論めたものを導き出してみたいと思うのが目的である。上段には吾妻鏡を掲げ、下段にその事実の原拠・史料となつた明月記を記した。ゴジック字体の部分は、注意を喚起するための部分、傍線の部分がそれぞれに対応する箇所、(A)(B)◎以下のアルファベットは、両者の行文の配列を対照しやすくするためにつけたものである。「」内は、大日本史料第四編の冊と頁数。

(一) 定家の甥藤原保季、白昼武士の妻を犯し、殺害さる 〔6五四七〕

八日、○正治一癸巳、晴、風烈、佐々木左衛門尉広綱飛脚、自京都参着、申云、去月廿九日白昼、於六条万里小路、若狭前司保季犯^(藤原)掃部入道郎等吉田右馬允親清之妻、親清自六波羅帰之処、有此事、即取太刀追之、入于六条南万里小路西、九条面平門之内斬伏之、其後彼男來広綱之許、而号攝津權守入道者奔來、称傍輩請取之處、依使庁召、欲渡延尉方之間、策駿馬逐電畢、仍尋其前途之刻、攝津權守又不知行方、保季父少輔^(藤原定長)入道⁽¹⁴⁾、就訴申、頻有其召、定遁下東国歟之由、廻推察、兼以言上云々、此保季容顏花車、近年寓直七條院^(藤原信隆女道子)其御兄、院中称越前殿、老翁之聟之由、称之、惣其性不落居之由、所聞也、始終如此、言語道断、白昼犯武士妻云々、廿九日、天晴、今日聞、若狭前司保季事、必然也、件本夫犯人行向定綱子^(佐々木広綱)許、是親能入道郎等云

令着之小袖囊頸邊顯其身、觀者如堵、皆拭悲淚云々、
十日、乙未、^(略)中 今日掃部頭^(大正)元朝臣申送江馬殿云、去月令殺害若狹前司保季之男束手來、可為何樣哉、隨御意見可披露云々、御返事云、付是非可被披露云々、江馬太郎主被仰云、為郎從身、殺害諸院官昇殿者、於武士又非指本意、白昼所行罪科重哉、^(漏部頭)直召進使庁可被誅者歟云々、守宮聞此事感嘆及落涙云々、

十一日、丙申、^(大正)元朝臣申、彼親清之罪名、如善信有沙汰、為降人令參向之上者、暫召置之、被相触也、^(藤原實宗)容顏美麗、不異潘安仁、此事之由於使庁、可有其落居之由被定云々、仍今日広綱使者歸洛、

々、而件入道從者^(某入道)稱家礼由、請取之、欲渡檢非違使手、今日馳逸物馬逐電、人不追得云々、事尤烏歟、言語道斷者也、^(事過分、依、六条)左道不及訪、六条殿上以上物白昼殺害、又世間重事歟、^(事過分、依、六条)事無不殺害者也、^(事過分、依、六条)左道不及訪、六条南、万里小路西、九条面平門之内斬伏之、門前成市、觀物如堵云々、可彈指事也、所着僅小袖許歟、頸邊顯其身云々、本夫先以大刀數刃切之、從者又寄打殺云々、於武士又不高名、甚異様事也、日來雖不見不知、^(藤原實宗)聞此事、懇近身邊、心浮事也、^(大宮大納言)公卿勅使之時、為供奉、先年入來予家中、其時所見也、容顏美麗、不異潘安仁、此事又本自為片腹痛耳、與亞相同宿之間、常以橫惑、或稱亞相之命、示要事於近隣人々、此事聞而大略被

廁追却之由、先年所聞之也、
この事件は、婚姻史の上でもよく引かれる。妻の間夫に私刑を加えた夫が逆に殺人罪に問われたという招婿婚下の事件である。吾妻鏡では、^(C)北条義時は院宮昇殿の者を殺害したこと及び白昼の所業であることを指して、武士の不名誉とし、檢非違使庁へ渡せとしているが、これは明月記の記主定家の述懐「世間の重事か」云々を義時に置替えてしまつたのである。さて殺害された保季は、藤原定長の子である。定長は、定家の父俊成の弟俊海阿闍梨の子で、俊成の養子となり、そ

の後、藤原実宗の養子となつた。「容顔美麗、不レ異潘安仁」と定家が述懐したのは、養父実宗に伴われて来訪したときの思い出である。次に明月記の中からこの記事が抄出された理由を考えてみると、京都守護中原親能の郎等の事件であったことか、定家関係者が殺害された事件だったことによる、としか考えられない。^(A)と^(F)と点在する句を並べかえ^(D)^(B)^(E)^(C)とした編纂の仕方は、以下の諸例の中では異例に近い。僅か^(A)があるだけである。吾妻鏡では、親能郎等の名を吉田右馬允親清と明記したり、その他の点でも明月記より詳しい点がある。従つて、編纂の際、別に同じ事柄に關した資料があつたとせざるをえない。^(A)の例でもそうだが、こういう場合、吾妻鏡の編纂者は、明月記の記事を切刻んで並べ替え、別の確実な資料に鏤めるらしい。また吾妻鏡の次の点も注目してよい。即ち、義時は犯人を檢非違使庁へ渡せと主張したのに、最終決定では、三善康信の主張により、降人の例をとつて暫く関東に召置き、使庁へ身柄を渡さなかつた点である。この部分は、拠つた資料が現存していないので、確かなことは云えないが、後掲の^(八)の場合のように、善信の如くに沙汰あり、といふ部分で、三善康信を特筆させようとしているらしいから、編纂者が意図して補つたものであるまい。

〔10二六〕

(一) 後鳥羽上皇、藤原頼実邸に蹴鞠会を催す
廿七日、丁卯、^(承元二年四月二日)晴、^(藤原信清)坊門前

十三日、天陰、微雨時灑、入夜甚雨、青侍等見物者云、^(A)日來風聞院

令供奉、可賜首蹄之由、被申之、又^(A)亞相使者參着、來五月南山御幸可^(B)去十三日日來風聞仙洞御鞠被遂之、於大炊御門^(C)御寧^(D)有其儀、南庭構新造屋為御所、其東有公卿殿上人之屋、^(E)為成通卿之子人之屋、^(F)按察卿、^(G)為成通卿之子

御鞠之負勝事、今日於大炊御門^(大相)被行云々、南庭造新屋為御所、其東公卿殿上人屋、至于北面西面各有其屋、風流過差非口所宣、皆莫非金銀錦繡、鞠足之輩給物、皆是金銀也、^(H)按察依召參入、^(I)依成通卿之子息、^(J)接其座、

(三) 京都大火

[10五七]

廿五日、甲午、○承元二年閏四月京都使者參

着、去十五日洛中焼亡の由申之、

十五日、天晴、略、○中亥時許南方有火、風猛烈煙炎如飛、略、○中後聞、

火出自北小路、○(ママ)仍東洞院、七条東西十二町、朱雀南北十二町、以北

自六条東洞院至于五条坊門朱雀

辺、宣陽門院・坊門太政大臣旧宅

右大將六条堀川御亭等在其中云々、

不可勝計云々、宣陽門院・坊門・太政大臣、天皇御女(藤原頼実)、徳大寺公継、右大將、西園寺公継、六条大宮大納言、新所不造畢、源大納言

二町、朱雀南北十二町、以北

自六条東洞院至于五条坊門朱雀

辺、すちかへて融、其中貴賤上下

不可勝計云々、後白河天皇御女、徳大寺公継、右大將、西園寺公継、六条大宮大納言、新所不造畢、源大納言

親能・三位経家・業兼・教成・入道宰相定經・故親國卿・忠行
朝臣未移徒・大夫史国宗・大外記良業・文章博士為長、

鏡で使者を派遣した主、坊門(藤原)信清は、三代将軍実朝の夫人の父である。彼の報じた前半の記事、彼が後鳥羽上皇の熊野詣に随行するため、関東に駿馬を所望してきた記事については、史料の出所を明かにしない。しかし又という字を介して続けた後半部、上皇が蹴鞠会を頼美邸に催した記事は、明月記によること、明瞭である。たゞし、鏡の(○)ー(①)の部分は、明月記の文章と、やニユーアンスを異にするが、これは、次のように考えられる。現存の多くの明月記の自筆本は、一行二十字前後である。今、吾妻鏡にはない明月記の文章「各其屋あり、風流過差、口に宣ぶるところにあらず、皆金銀錦繡にあらざるはなし」は、凡そ二十字である。書写に際して、一行分を誤脱することは往々あることだから、この場合も、明月記を抄出した者が、失敗して一行分脱落させてしまったものとみるべきであろう。こういうことは、後掲の(八)新造朱雀門顛倒の記事でもみられる。なお、信清が使者を送つた事は、この一年前にも見られる。承元元年六月廿二日の吾妻鏡では、紀伊国の土民が高野山に乱入した事件に關し、信清は御室の令旨を伝えるため、関東に使を遣したことになっているが、残念ながら、明月記はこの前後伝わっていないので、对照できない。しかし私の推測では、これは明月記ではないと思う。以上の考察から、この記事の採録理由は、上皇の蹴鞠会ということ以外にはなさそう。

和田英松「吾妻鏡古写本考」では、信清が定家の日記を抄写し、六波羅の使者に托して、娘の嫁ぎ先の実朝に通信したものが、後日幕府の日記に登載され、のちに吾妻鏡の編纂に際して利用されたものであろうか、と推定している。確かに実朝時代には、坊門家からの通信を、考えに入れなければならないが、信清が二日前の他人の日記を寸傍抄写して鎌倉への書状に転載することは、まず不可能といつてよい。また坊門家の方が、明月記に親しくは出て来ないから、このような定家との友好關係を想定することは、全くといってよい程に、むつかしい。

京都の火事の記述は、明月記に多いこと、他の記録におけると同様であり、当時の世相を反映しているが、その中でどうしてこの記事ひとつだけが吾妻鏡に採録されることになったのであろうか。確かに、この火事は、當時としても大きいもののひとつであるが、それが編纂者の採録理由であるとは考えられない。⁽¹⁵⁾強いて求めるとすると、このとき被災した貴顯の邸宅を、吾妻鏡では、明月記のように詳細には報じていない。右大將六条堀川亭まで、以下端折っている。右大將は、徳大寺公継であるとすると、ここらに鍵があるようだが、実際に連でわかるような氣もあるが、果してどうか。このような我々には想像もできない間違については齒にもみられる。なお、吾妻鏡の「坊門太政大臣旧宅」は、明月記の坊門院と太政大臣とを併列した記述か

廿六日、丙寅、^{○同年七月}晚鐘之程、藤
尉季康御台^{所侍}、上洛、是上皇可有南山
臨幸、坊門殿忠信^{可被供奉之間、}
為彼扈從被差進之、又被獻竜蹄并
旅調度等。

十八日、○承元一
雨間降、星參京極殿、人々云、熊野有燒亡、臨幸御奉幣訖入御所
之後、不經程忠信卿宿所失火、不能滅得、煙炎忽盛、御先達僧正房
拏地、資財等悉燒亡及人死、火及
油戶之間、上皇臨幸、以人勢被打
滅、寶殿無為云々、略
廿四日、天晴、參高陽院殿、申始
許南山飛脚參入、還御又延引入五
日云々、新宮三ヶ日・本宮七ヶ日
御經廻、略
五月、○同年七月
天晴、午後雨降即晴、
為家令參稻荷、南山還御日也、略
の失火を報告した季康(姓不明)は、
元にあたる藤原(坊門)忠信に扈從す
てあろう。その限りでは、(二)にみた
が駿馬を所望した記事と対応するも
用した鏡の記事、とくにその後半部
されねばならぬ内容なのか、全くとい
う失火したということが、採録する
参して上皇の熊野詣について述べ
彼が、承久の乱における公卿張本
の点も、考慮に入れる必要があるの
は余り追って記していないから、一

一般的にいえは上皇の熊野詣そのものが、こゝまで詳しく述べた動機とは思えない。ただし、後鳥羽上皇という特殊な人物の催であることに意味があつて、採録したのであると説くならば、話は別である。

(六) 朱雀門焼亡及び鳩合

廿一日、丁亥、○承元二年十月 東平太重胤
号東所遂先途自京都帰参、即被召

御所申洛中事等、○熊谷直実往生、記載アリ省略 次

去月廿七日夜半朱雀門焼亡、常陸介朝俊弓馬相撲者

鳩子、帰去之間件火成此災、凡近年天子・上皇悉令好鳩給、長房・保教等本自養鳩、得時兮殊奔走云々、

廿八日、伝聞、常陸介朝俊弓馬相撲者

芸殊近臣也、取松明昇門取鳩、帰去之間件火成此災、近年天子・上皇皆好鳩給、長房卿・保教等本自養鳩得時而馳走、登旧塔樓求取鳩、此事遂以滅社稷、嗟乎悲哉、例幣日見大宮大路、只灰燼之跡、無人家、京洛之齋滅尤可奇驚事也、是又非鳩一事、只國家之衰微歟、

東重胤の報告中、前半部、熊谷直実の往生について、史料出所は不明。後半部、朱雀門焼失の因を、土御門天皇・後鳥羽上皇等が近年鳩を好まれたため、近臣達にもその風が拡がつたとして、そのひとり藤原朝俊が鳩の子を取るため門に持つて上った松明が直接の原因となつて火災を起したという記事は、全く明月記によつてゐる。この火災の犯人の藤原朝俊は、承久の乱の宇治川の合戦で、京方の一員として戦つて倒れた武士。また鳩を養つていたため時流に乗つたというひとり平保教も、やはり承久の乱で京方に加わり、乱直後の七月、石清水善法寺で幕府方に捕われる寸前、自殺した。もうひとりの藤原長房は、この後、正三位參議を最後として承元四年出家、仁治四年薨去。以上か

一般的にいえは上皇の熊野詣そのものが、こゝまで詳しく述べた動機とは思えない。ただし、後鳥羽上皇という特殊な人物の催であることに意味があつて、採録したのであると説くならば、話は別である。

(六) 朱雀門焼亡及び鳩合

廿一日、丁亥、○承元二年十月 東平太重胤
号東所遂先途自京都帰参、即被召

御所申洛中事等、○熊谷直実往生、記載アリ省略 次

去月廿七日夜半朱雀門焼亡、常陸介朝俊弓馬相撲者、取松明昇門、取鳩子、帰去之間件火成此災、凡近年天子・上皇悉令好鳩給、長房・保教等本自養鳩、得時兮殊奔走云々、

廿八日、伝聞、常陸介朝俊弓馬相撲者、取松明昇門取鳩、帰去之間件火成此災、近年天子・上皇皆好鳩給、長房卿・保教等本自養鳩得時而馳走、登旧塔樓求取鳩、此事遂以滅社稷、嗟乎悲哉、例幣日見大宮大路、只灰燼之跡、無人家、京洛之齋滅尤可奇驚事也、是又非鳩一事、只國家之衰微歟、

東重胤の報告中、前半部、熊谷直実の往生について、史料出所は不明。後半部、朱雀門焼失の因を、土御門天皇・後鳥羽上皇等が近年鳩を好まれたため、近臣達にもその風が拡がつたとして、そのひとり藤原朝俊が鳩の子を取るため門に持つて上った松明が直接の原因となつて火災を起したという記事は、全く明月記によつてゐる。この火災の犯人の藤原朝俊は、承久の乱の宇治川の合戦で、京方の一員として戦つて倒れた武士。また鳩を養つていたため時流に乗つたというひとり平保教も、やはり承久の乱で京方に加わり、乱直後の七月、石清水善法寺で幕府方に捕われる寸前、自殺した。もうひとりの藤原長房は、この後、正三位參議を最後として承元四年出家、仁治四年薨去。以上か

ら、朱雀門焼亡という事件が吾妻鏡の編者にとって重要な事柄であったためか——新造の朱雀門が顛倒した鏡の記事も、明月記に拠る。(+) 参照。——のちに承久の乱に加ることになる京方の人々の動静を記すと、その面があつたためか、いづれかに考えられよう。

(7) 藤原忠信勅勘・内裏瀧口本所屋顛倒

〔11一九七・二四六〕

十二日、辛酉、○建暦元年九月晴、今晚、内藤右馬允盛時為御使上洛、是去月廿五日坊門中納言忠信卿依遊牧事

勅勘之由、風聞之故也、中將信能〔一条〕

朝臣依同事 勅勘云々、

廿日、戊戌、○同年十月盛時自京都帰参、坊門黄門事已勅許、去月八日除目、雖為

勅勘之身、被任左衛門督雲々、又○今年五月申尅、非暴風非地震内裏瀧口本所屋顛倒、雜仕女一人在其中、聞搔動声逐電奔出、所置箭

皆打損、頭中將召陰陽寮令ト筮云々、其屋不懸手置之云々、是何故哉、不知如此事即日修造恒例歟、

八日、九月、天晴、略中除日大略略
左衛門督 忠信勘未被免免出六日、○同年十月通夜今朝猶雨降、今日聞、昨日申刻許、非暴風非地震内裏瀧口本所屋顛倒、雜仕女一人在其中、聞搔動声逐電奔出、所置箭皆打損、頭中將召陰陽寮令ト筮云々、其屋不懸手置之云々、是何故哉、不知如此事即日修造恒例歟、

能解官云々、奇驚了、

(8) 新造朱雀門顛倒

〔11二八六〕

八字が、吾妻鏡だけに見えるのは不思議であるが、編纂者の仕業としては、能がなさすぎる。明月記の原本にはあつたものが、流布本作成・転写の過程で脱落し、今日見出すことができないのか、其屋不懸手置之の曲解か。この盛時は、その息について明月記に次のような話を載せている。建仁二年八月、大番役勤仕の為、東国武士が多数入洛した時のことである。「八日、天晴、陰雨間灑、盛時子男自東国上洛來、此男依好和歌喚出、於道頗得其意、勝于京人、可奇」定家はこう記しているが、これは吾妻鏡には引かれることはなかった。

四日、壬子、○建暦元年十一月夜雨休、晚風寒、申尅坊門黄門使者參着、是勅勘之時、態預專使事、即雖可賀申、行幸以下公事連綿之間遲々云々、去月廿二日行幸、入夜造朱雀門大工國永以下番匠等給使庁、本国司猶終不日之功、可營仮葺之由、有勅

建礼門之間、有此事、驚奇、略中入夜聞、造門大工國永以下番匠等給檢非違使、本国司猶終不日功、可當出仮葺由、御定了云々、竊以此條如何、此門事凡不可測量、向後可恐者也、門之不相應末代歟、魔縁之成祟歟、兩不知、通憲營大無罪而處斬罪、治承大極殿・朱雀処斬罪、元年四月治承大極殿・朱雀門焼亡、及建久九年僅造此門、營

建久九年僅造彼門、造營之國務人等、善信申云、此門末代不相應歟、定云々、此等趣被載黃門書狀、善信讀申之、就之將軍家有被尋仰事等、善信申云、此門末代不相應歟、定云々、此等趣被載黃門書狀、善信讀申之、就之將軍家有被尋仰事其故者、通憲入道營大内無罪令被

入夜聞、造門大工國永以下番匠等給檢非違使、本国司猶終不日功、可當出仮葺由、御定了云々、竊以此條如何、此門事凡不可測量、向後可恐者也、門之不相應末代歟、魔縁之成祟歟、兩不知、通憲營大無罪而處斬罪、治承大極殿・朱雀処斬罪、元年四月治承大極殿・朱雀門焼亡、及建久九年僅造此門、營

前半の藤原(坊門)忠信勅勘の記事は、特に明月記という確証があるわけではないが、吾妻鏡の忠信関係の記事に明月記によつたものがあることを前に指摘したので、掲げてみたまでである。そこにある一條信能は、承久の乱後、幕府により斬られた公卿の一人。ところが、後半部は、何故吾妻鏡に入ったのか、理解に苦しむものである。事柄といふ、登場人物といふ、関東における意味といふ、よほど飛躍して解釋しなければ、理解できない。しかしながら、明月記から採つたことでも、明々白々である。貫首は頭中将の唐名だから、ちょっと手を入れただけである。「僅かに命を全うすると雖へども、右手を打損ず」の

建久九年僅造彼門、造營之國務人等、善信申云、此門末代不相應歟、定云々、此等趣被載黃門書狀、善信讀申之、就之將軍家有被尋仰事其故者、通憲入道營大内無罪令被

入夜聞、造門大工國永以下番匠等給檢非違使、本国司猶終不日功、可當出仮葺由、御定了云々、竊以此條如何、此門事凡不可測量、向後可恐者也、門之不相應末代歟、魔縁之成祟歟、兩不知、通憲營大無罪而處斬罪、治承大極殿・朱雀処斬罪、元年四月治承大極殿・朱雀門焼亡、及建久九年僅造此門、營

建久九年僅造彼門、造營之國務人等三人貶東夷之地、元年四月朱雀門焼亡、及建久九年僅造此門、營

之國務人父子即時滅亡、行其事家政殿令書額給、御身即頓滅、今又造營上棟之後、「之後」重出セシ為病忽

愈至槐門弓、御禊之間又還御之時、「之後」重出セシ為病忽

政殿令書額給、御身即頓滅、今又造營上棟之後、非大風而其柱顛倒、國務大納言 万死一生、辭此国之後

〔坊門信清〕

御輿未入建禮門此門顛倒、^①魏文帝當臨幸之日、離宮南門壞云々、

病愈復平常、已誇任槐之榮、今迎
大祀之期、^⑩當御禊之日、又指還御
之時、御輿未入建
禮門云々此門顛倒、如春秋
之心者、雖為行事之不恭、^⑪魏文帝
當臨幸之日離宮南門壞、其年有
事、可恐可恐、莫言々々、執政之
輩不申此事如何々々、

定家の述懐をもつて、三善康信の言とした点が、全く剽竊といふも弁解の辞なかるべし（八代国治）とまで断ぜられた条である。もつとも、善信申云を善信読申云の書き誤りとみた説（和田英松）もある。後説は、例の坊門忠信が、定家に日記を見せて貰つて関東充の書状を書いた、その書状が今日到達したものとみるので、読申云としたいの

である。また「之後」が重出していたため、明月記抄出の際、中間一行分二十字を脱した（和田説）のは、（二）と同じである。朱雀門造営に關係した公卿達の不幸を述べたものであるが、抄出のとき落された坊門信清もこれより数年後には五十八歳で薨する。通憲入道を除けば、幕府と多少かわりを持つた公卿たちであるから、その限りでは、抄出されてもよい記事かも知れない。

九 定家、家領近江吉富莊の賀茂川修理役免除を幕府に申請〔11八三五〕
七日、辛亥、○建暦七年七月条ナリ、駿河
前司惟義使者自京都到来、持參藤
中納言資実卿奉書、是賀茂河堤
事、除江丹両国并神社・仏寺・權
⑤ 言資実卿奉書、是賀茂河堤
廿四日、○建暦二年七月二日晴、申時許、上
皇還御云々、入夜、行向藤中納言
家、為示付吉富解状事也、答云、
此堤事被仰關東之時、全可責煩諸

門莊領等、可致穩便沙汰之由、可被下知惟義等、又此趣被仰諸國守護畢者、駿州使者申云、件堤事、當時致其沙汰之處、去月廿四日藤

國之由不思食寄、而仰九ヶ國家
人、不論權門勢家・神社・仏寺領
可宛催之由、下知之間、賀茂・八
幡以下庄々其責如此、面々訴申、今

中納言資実卿奉仰被相触云、堤事被仰閑東時、全可費煩諸國之由、不思食寄、而仰九ヶ国御家人、不論權門勢家・神社・仏寺領、可充催由、被加下知之間、賀茂・八幡已下庄々面々訴申、就中修理職柵役事、於此所々者、奉公異他之地也、又大嘗会ト食兩国在此中、彼是可免許云云、惟義申云、件柵分可充催何所乎云々、而此申状事、太以不足言也、仍直被遣奉書之由、同廿五日重被仰之旨云々、

九日、癸卯、堤事、雖為難儀、勅定之上者、早可除彼所々之由、被仰出、仍駿州使者帰洛、

吾妻鏡は、次の(+)と共に本来八月に入れるべきものを誤つて七月に入ってしまった。記事は、殆ど明月記によつてゐるといつてよい。ただ九日条に使者が帰洛の記事があり、この事実は明月記には見られない。こうなると、九日条を吾妻鏡側の勝手な作為であるとしない限り、大内惟義の使者が京都から到来し、翌々日帰つたという記事が、別に史料として鎌倉側に存在しなければならなくなる。⁽¹⁶⁾のちに、明月記とは別に、使者の往来についての史料を想定しようとする推論の根拠の一。

(+) 造閑院内裏事始
八日、壬子、^{レド美二年七月ナリ}、**彈正大弼**
仲章朝臣使者參着、去月廿七日造
藤原
閑院事始也、上卿光親・弁家宣、行
當事、須上膳上卿・宰相弁承歟、

廿七日、天晴、今日造閑院事始、
上卿光親卿・弁家宣云々、適有造

〔11八三七〕

(12)

事官人明政也、上卿事、不被思食定、度々被改之、所謂光親、次定

御門(三善康信)、遂以治定光親云々、
大夫屬入道於御前読申此狀、而善

申云、適有造營事、須上聽上卿・
宰相弁奉之歟云々、

近代事、只隨當有其沙汰歟、此事始
光親、次定通、次師経、又光親卿

被定改了云々、

〔11八五六・八六〇〕

二日、乙巳、○建暦二筑後前
司頼時去夜自京下向、當時

可勤前駕已下事之輩不幾之間、所被召下也、此便宜、

十四日、○建暦二天陰、略中昨今伝聞、八

年八月、年九月

幡神人數十輩立隆衡卿門前、其根源、去

間、所被召下也、此便宜、

供御人、子御厨子所口入之時、自宮寺頻

相触、尋問之處、称鳥羽御所侍由、仍示

其旨了、件事如此相讓無音之間、去年放生

許者、不帰宮寺可逐電由、訴訟云々、今日

会振御輿成訴訟、上卿翌日可沙汰由看仰

之間、今年遮到上卿家門成此訴訟、無裁

許者、不帰宮寺可逐電由、訴訟云々、今日

未時許、兩三度有叫喚音、可謂怪異歟、

〔四条隆衡〕

〔参院御所半分又云々〕

又云、今年重有殺神人者云々、

聞之重有憂者歟、似泰山婦人哭虎、長嚴

僧正領有此事云々、又伝聞、明日以前可

有裁許、若違々者可奉振神輿由、被仰下、

神人退去、上卿出門云々、前駕衣冠六人、

侍七人云々、

十五日、終夜大雨、今朝天晴、昼後陰、

筑後前司頼時來、示閑東下向、使書、以

人謝返、

十七日、天陰、○中大膳業忠一昨日赴黃

泉之旅云々、哀哉々々、生年五十三、

年間強不思官途世路事、末代幸人也、十

五歲以後毎日誦誦法花云々、後世其憑之歟、

閑院内裏が落成した際、実朝・北条義時らが造宮の賞を受け加階されているから、造閑院事始の記事を、吾妻鏡の編者が明月記から採録することは、充分考えられる。たゞこの場合、吾妻鏡では、少し改筆があるようである。吾妻鏡の「上卿事、不^レ被思食定、度々被改之」は、明月記の「近代事、当に随つて其沙汰あるか」の取意とみるとしても、三善康信が、(B)造宮の上卿・弁についての慣習を自らの意見のように述べているのは、全く明月記中の定家の意見を作り変えたものといえる。(A)の場合にも同様な例があつたことは、八代国治「吾妻鏡の研究」で既に述べられている。また行事官人明政は、明月記では引出せない。(A)の例でみると、検非違使明政の賞も追つて申請されるのであるから、造宮行事であつたことは確かにあり、明月記の別の箇所には、そのことが書かれていて現在散逸したものとみられる。

従つて、そのような知識で補つたものであるか、或は別の史料によるかが、問題となる点である。なお、使者を遣した源仲章が当時在京していたことは、明月記の別の記事でわかる。同年九月廿六日条に「未時許、彈正大弼源仲章朝臣不慮來臨、閑談移漏、此儒依無殊文章、無才名之譽、好集書籍、詳通百家九流、不可卑」とその学識才能を褒めている。吾妻鏡によれば、前年の建暦元年十二月は、鎌倉にいて將軍実朝に古今和漢名将の故事を進呈している。学者で実朝に引き立てられていたのであろう。その後、文章博士となり、実朝最期の際、同じく鶴岡の社頭で殺されている。

〔11八五六・八六〇〕

帰寂、相撲之間、合忠綱朝臣

損頸骨、以之為病、遂終命、仁也云々、

是強不思官禄已下世報事、十五歲以後毎日誦法花經之

〔11八五六・八六〇〕

十五日、終夜大雨、今朝天晴、昼後陰、

筑後前司頼時來、示閑東下向、使書、以

人謝返、

十七日、天陰、○中大膳業忠一昨日赴黃

泉之旅云々、哀哉々々、生年五十三、

年間強不思官途世路事、末代幸人也、十

五歲以後毎日誦誦法花云々、後世其憑之歟、

十八日、天晴陰、前大膳大夫業忠朝臣一

昨日帰泉、生年五十三相撲之間、合忠綱朝臣、損

頭骨、以之為病、遂終命、自生年十五歲、

讀誦法花云々、

昨日歸泉、生年五十三相撲之間、合忠綱朝臣、損

頭骨、以之為病、遂終命、自生年十五歲、

(二) 閑院内裏還幸、造宮の賞として源実朝・北条義時等に加階あり

六日、丁未、○建保元年三月天霽、彈正大

廿七日閑院遷幸、今夜即被行造宮

賞、將軍敘正二位給、仍送進其除

書、正二位源実朝、從二位藤光

親、上卿正五位下平義時、同朝

臣相模國重任、此外、權弁經高・

大夫史國宗・檢非違使明政賞逐可

申請云々、遷幸供奉公卿、○内大臣以下省略

近衛次將左九人、○名字右八人、

省略賢所家兼・師季・宗宣也、行

幸之後、宗宣自奔參、奏賢所入御之

由、主上有御敬福礼之間、以出納

可奉入之由、等閑下知、而出納依緩

怠不伝其由、宗宣奉副賢所、終夜

候東門、攤儀等訖退出、公卿見之、

乍驚相尋、宗宣無所陳、更密奉入

之、又造宮之際、公私奔當之、仍

建殿舍之後、相違于指図之事多之、

亦間數等不似前々儀、作改之事及

度々、南殿間挾陣座間數有限、或出

南無小庭、或出北無恭禮門等事

也、遂以恭禮門被向北了、又云、夜中

○前 恭禮門被向北了、又云、夜中
清範朝臣為御使參入、俄有召馳參、

破南殿西階、略其階級、切簷子中央

寄之、為去溜也、又長橋一枚放之敷北、其

源頼時が関東に召下された理由の史料出所は不明だが、明月記の八月十五日条では、関東下向を語っている。だが、この便宜に、実朝に定家朝臣からの消息・和歌文書を持参したという吾妻鏡の記事は、記事の係け違いのような気がする。定家は、前年の建暦元年九月八日、永年の望み叶って三位に任じられた。従つて、ここで朝臣といわれるのはおかしい。建暦元年九月以前のどこかの記事が誤つて入つたものかもしれない。たゞし、明月記の現存部分では確認できない。又申云の記事、仁和寺の長嚴僧正の領内で石清水神人が殺害された事件は、明月記であることと間違いない。長嚴僧正は、紀氏の出、刑部僧正といわれ、後鳥羽院護持僧として当時有名で、記す承久の乱の張本として、乱後配流された。けれども、吾妻鏡では長賢僧正と記す。定家の甥に、興福寺の長賢法眼がいるので、何か誤記に關係あるだろうか。関係あるとすれば、その誤記を犯した者、即ち抄出者は定家側の者とすることができるが、鏡では後々まで長賢で一貫。その次に掲げられている、平業忠が相模をとつて頓死した事柄は、何故採録されたか不明である。寺社への御幸・競馬・流鏑馬・蹴鞠・鳩合・相模は、確かに後鳥羽院政下のきわだた事柄である。しかしそのいづれもが、直にはあまり関東との強い關係がない記事なのにも拘らず、明月記から採録されているのも妙である。(三四四五六六参照)承久の乱後、後鳥羽上皇の失政を数える際、これらの催物は必ずあげられて非難された。巷間に出現った物語の類にも見えているから、一般なのである。果して吾妻鏡の場合にも、そう考えられるであろうか。また業忠が相模をとつた相手藤原忠綱は、院の近臣のひとり、実朝薨去後、後鳥羽上皇の使として関東に下向、摂津長江倉橋両庄の地頭改補の院宣を伝えた人物。

水澗去溜也、長橋南板一枚放之敷北、其

跡為弘壁下座也、雖有柱、通橋可着前座之故也、此外所々多以被改之、去月廿五日以前、上皇雖有御覽、不被思食定歟、又日來可有額乎、陣口可有鳥居乎、被問人々、各依申不可然之由、無沙汰云々、此条々仲章朝臣所注申也、將軍家自令披覽御云々、

北、其跡為弘壁下座也、雖有柱、通橋可着前座之故云々、此両事心中思之、予最前歷覽之時、注進清範許二ヶ条也、已有天許、密為面目、
〔近被直事歟、日來以愚案□□清範事歟、〕

(+)の造閑院事始の吾妻鏡の記事が明月記であったこと、及びその時の使者が、源仲章からの使者であったことから考えて、この部分の記事もそれと同じ内容のものであるから、明月記からの抄出であろうと思っていた。その後、仁和寺所蔵の「明月記定家卿」(断簡数葉を集めたもの)中に、下段に掲げた一葉の断簡を見出して、吾妻鏡の此条の出所であることを確認したのである。⁽¹⁸⁾前が欠落しているため、全体を確認できないが、仲章の使者の言全体が、明月記によつたとみてよいのではないか。また、吾妻鏡の引用部分の次にある額・鳥居の問題も、吾妻鏡の編者が、明月記の文章を採録するに際して、多少前後を入れ換えること、今までの諸例でも明かであるから、やはり明月記を考えてよいのではないか。造宮国相模の知行国主実朝・同國の国守義時らが造營の賞を受けているからといってよい。明月記を引用しなくてよいのではないかと思うのは、私ひとりではあるまい。すると、どうしてこの記事が入つたのか、全く判らないといつてよい。

(+) 和田合戦

[12四七七]

二日、壬寅、○建保元年五月、筑後左衛門尉朝重在義盛之近隣、而義盛館
(和田)、見其粧聞其音、備戎服、
軍兵競集、
〔号三浦党〕、
和田合戦、
見其粧聞其音、備戎服、

發使者、告事之由於前大膳大夫、于時、件朝臣賓客在座、杯酒方酣、亭主聞之、獨起座、奔參御所、次三浦平六左衛門尉義村・同第九郎右衛門尉胤義等、始者与義盛成一諾、可警固北門之由、乍晝同心起請文、後者令改變之、兄弟各相議云、曩祖州武衡・家衡以降、飽所啄其恩祿也、今親之勤、忽奉射累代主君非、可告申彼内儀之趣及後悔、則參入相州御亭、申義盛已出軍之由、
子時、相州有田碁会、雖聞此事、敢以無驚動之氣、心靜加目算之後、起於御所、無驚衛之備、然而依兩客座、改烏帽子於立烏帽子裝束水干、參幕府給、而義盛與時兼雖有謀合之疑、非今朝之事歟由、猶子之間、
申刻和田左衛門尉義盛率伴党、忽出北御門、渡御鶴岳別當坊云々、即備戎服、發使者、元朝臣、于時件朝臣賓客在座、杯酒方酣、亭主聞之、獨起座、奔參將軍在所、相共逃去其所、赴故將軍墓所、
〔云二階堂〕此間義盛甥三浦左衛門義村本自兄叔父、告義盛已出軍之由、依兩町或人之告母儀妻室等僅逃去之間、義盛兵已進、先圍広元宿所、酒客未

時、件朝臣賓客在座、杯酒方酣、亭主聞之、獨起座、奔參御所、次三浦平六左衛門尉義村・同第九郎右衛門尉胤義等、始者与義盛成一諾、可警固北門之由、乍晝同心起請文、後者令改變之、兄弟各相議云、曩祖州武衡・家衡以降、飽所啄其恩祿也、今親之勤、忽奉射累代主君非、可告申彼内儀之趣及後悔、則參入相州御亭、申義盛已出軍之由、
子時、相州有田碁会、雖聞此事、敢以無驚動之氣、心靜加目算之後、起於御所、無驚衛之備、然而依兩客座、改烏帽子於立烏帽子裝束水干、參幕府給、而義盛與時兼雖有謀合之疑、非今朝之事歟由、猶子之間、
申刻和田左衛門尉義盛率伴党、忽出北御門、渡御鶴岳別當坊云々、即備戎服、發使者、元朝臣、于時件朝臣賓客在座、杯酒方酣、亭主聞之、獨起座、奔參將軍在所、相共逃去其所、赴故將軍墓所、
〔云二階堂〕此間義盛甥三浦左衛門義村本自兄叔父、告義盛已出軍之由、依兩町或人之告母儀妻室等僅逃去之間、義盛兵已進、先圍広元宿所、酒客未

先囮幕府南門并相州御第小町上西北
両門、相州雖被候幕府、留守壯士
等有義勢、各切夾板、以其隙為矢
石之路攻戰、義兵多以傷死、次^①広
元朝臣亭、酒客在座、未去砌、義盛
大軍勢競到進門前、雖不知其名字、
已發矢攻戰、淵醉之士敗軍沒、其
後凶徒到横大路、御所南 西道也、於御所西
南政所前、御家人等支之、合戰及數
反也、略中而朝夷名三郎義秀敗懃
門亂入南庭、攻擊所籠之御家人等、
剩縱火於御所^②郭内室屋不殘一字燒
亡、依之將軍家入御右大將家法華
堂、可遁火災御之故也、^③相州・大
官令被候御共、○賊持朝夷名義秀ノ 武譲アリ 省略 凡義
盛匪啻播大威、其士率一以当千、
天地震怒、○相戰今日暮及終夜見
(北条泰時) 星未已、○匠作全不怖畏彼武勇、且
棄身命且効健士、調禦之間、臨曉
更義盛漸兵尽箭窮、策疲馬、遁退
干前浜辺、即匠作揚旗率勢、警固中
下馬橋給、○下

即放火燒其城郭、室屋不殘一字、
自二日夕至四日朝、攻戰不已、如
三周華不注、義盛士卒一以當千、
天地震怒、此間千葉之黨類孫氏、練
精兵、自隣國超來、義盛雖兵盡矢
窮、策疲足之兵、當新羈之馬、然尚
追奔、逐北至于橫大路、鎮倉之前有此小路云々、
時義村兵又塞其後、大破義盛、因
茲、遂不得免、多散卒等出浜、棹船
向安房方、其勢五百騎許、船六艘、
○次の条

并數卒等出海浜、掉船赴安房國、其勢五百騎、船六艘云々、

明月記の文章を寸断して点綴し、記事を作らざるをえなかつたのか。
この場合、もはや明月記の本来の話の筋はない。

四 和田合戦に伴う在京都在住御家人等の動静

八日、戊申、^{○中}遠江守親広自京

(大江)

都參着、為供養修造之塔婆、終其

(大江)

節之故、去二日出京之處、於路次

聞合戦事揚鞭云々、

九日、己酉、天晴、^{○中}為三広元朝臣

(大江)

奉行被送御教書於在京御家人之

中、相州・大官令連署、又被載御

(大江)

判云々、是在京武士不可參向、於

関東者令靜謐畢、早可守護院御

(大江)

所、又謀叛之輩廻西海之由有其

(大江)

聞、可致用意之由也、宗被仰佐々

(大江)

木左衛門尉広綱云々、及晚景、^{○中}近

(大江)

江・美濃・尾張等国御家人參着、

(大江)

國土人民之煩已以千万、悉忘東作

(大江)

之勤云々、今日重勲功賞御下文等

(大江)

賜之、伊賀前司朝光以下數輩云

(大江)

々、略中

廿二日、壬戌、天晴、^{○中}関東飛脚等

(大江)

自京都歸参、初使節去八日戊辰入

(大江)

洛、後飛脚同十四日丑越入洛、因

(大江)

茲京中浮説非一、自院有御禁制、

(大江)

亦在京士卒雖申可參向之由、有天

(大江)

氣為警固洛中被留之、佐々木左衛

(大江)

門尉広綱、得私飛脚、相伴五条大

夫判官有範、有範、廣綱名自坊門殿給馬、已擬進発

之處、御教書到着之間、留訖

又去十四日故掃部頭親能入道猶子

其後^{○建保元年}五月九日条 広元消息飛脚到来、

西園寺公經昨日申刻許參着、其後公經又無音

信者、京畿有骨肉之輩未知其存

亡、在京武士等雖申可下由、且有

天氣被留、為京中警固也、遠江守

親広依塔養在京、去二日下向、聞

大江之揚鞭云々、或云、近江守頼茂去

比下向、最前終命云々、又侍從能

氏能正月之比下向、死軍陣云々、

北条義時相模國司兩息、同泰時親能法師子、^{○中}遠江守

朝臣子皆死云々、不知実否、

也、是義盛雖令伏誅、余党之令紛

十四日、天晴、巷說更不靜、關東

無重來使者云々、或說云、賊軍猶

存、絕其糧道、將軍雖未沒、如母卽

之在晉陽、事太急、故不得發使者

云々、京中并近江・美濃等武士各

令下向之謀、國土人民之煩已以千

万、已忘東作之勤云々、嗟乎悲

哉、仍及乎、^{○中}略

十五日、天晴、^{○中}京中浮説、自

大江院有御禁制、各無事由風聞云々、

大江故親弘入道養子左衛門尉

之妻云々美濃父三浦

在六波羅、依本姓其弟警固、檢非

違使義成子左衛門尉成時自筑紫上

門尉広綱、得私飛脚、相伴五条大

夫判官有範、有範、廣綱名自坊門殿給馬、已擬進発

之處、御教書到着之間、留訖

又去十四日故掃部頭親能入道猶子

其後^{○建保元年}五月九日条 広元消息飛脚到来、

西園寺公經昨日申刻許參着、其後公經又無音

信者、京畿有骨肉之輩未知其存

亡、在京武士等雖申可下由、且有

天氣被留、為京中警固也、遠江守

親広依塔養在京、去二日下向、聞

大江之揚鞭云々、或云、近江守頼茂去

比下向、最前終命云々、又侍從能

氏能正月之比下向、死軍陣云々、

北条義時相模國司兩息、同泰時親能法師子、^{○中}遠江守

朝臣子皆死云々、不知實否、

也、是義盛雖令伏誅、余党之令紛

十四日、天晴、巷說更不靜、關東

無重來使者云々、或說云、賊軍猶

存、絕其糧道、將軍雖未沒、如母卽

之在晉陽、事太急、故不得發使者

云々、京中并近江・美濃等武士各

令下向之謀、國土人民之煩已以千

万、已忘東作之勤云々、嗟乎悲

哉、仍及乎、^{○中}略

十五日、天晴、^{○中}京中浮説、自

大江院有御禁制、各無事由風聞云々、

大江故親弘入道養子左衛門尉

之妻云々美濃父三浦

在六波羅、依本姓其弟警固、檢非

は述べている。当時の亜相といえば、坊門信清を指す、と単純に考えた吾妻鏡の編纂者の杜撰を指摘できれば、採録の基準も明かになる。

(甲) 延暦寺末寺清閑寺、清水寺と相論

十四日、^{○建保元年八月}壬午、天晴、京都

飛脚参着申云、去月廿五日清水寺

法師建立一堂、其地在清閑寺領之由、彼寺憤鬪相論之間、清閑寺為

台嶺之末寺山又咎之、清水寺依

南都末寺、奈良殊怒之、而今月三日

清水寺構城、山僧集会于長樂寺、

自公家先遣檢非違使有範・惟信・

基清等、破却清水之城、制止武備、急着法衣可在仏前之旨、被仰

含、寺僧承伏之、相次遣厅官長季

於長樂寺、被禁制之處、所司法師

等僅相逢、更無承伏之詞、厅官猶

逢衆徒可伝倫言之由示含之間、惡

惜身命、不及承倫言由、呵叱殆及放

言、厅官為遁當時恥退去之間、飛

礫打門扉、馳帰奏聞之間、忽被仰西

面之輩并在京健士・近臣家人等、因

彼寺四至、不殘一人可生虜之由

宣下、依之壯士等進先登、近江守

頼茂^源將伏兵遮嶺東之險阻、生虜山上者、是惡徒等多赴險阻、仍先家

〔12六五〇〕
廿五日、^{○建保元年七月}天晴、^{○中略}伝聞、
清水寺法師建立一堂、其地在清閑寺領之由、彼寺法師憤鬪相論之間、清閑寺為山抹寺之間、山僧又咎之、清水本自依為奈良抹寺、南京又怒云々、事定及不善歟、今夜山法師焼件新立堂之由、風聞、
或云、^{後開}自清水方燒、
三日、^{○同}天晴、[○]長樂寺ニ桶籠ル事、^{後開}鳥羽上皇ガ北面等ヲ遣シ制止スル事等ノ記事アリ、博陸只今參入給、^{○中略}問今日事、[○]清水寺構城、山僧集会長樂寺、先遣檢非違使、被破清水之城郭制止武備、急著法衣可在仏前由、被仰含、寺僧承伏穩便之儀、相次遣厅官長樂寺、被制止之處、所司法師等僅出合、更無承伏之詞、厅官猶逢衆徒、可伝倫言之由、示含之間、惡僧等出来、妄吐奇怪之詞、更不可惜身命、不及承倫言由、呵叱殆及放言、厅官為遁當時恥退去之間、飛礫打門扉、馳帰奏聞之間、忽被仰西面之輩并在京健士・近臣家人等、因彼寺四至、不殘一人可生虜之由宣下、依之壯士等進先登、近江守

人廻其所、指上旗於嶺上之間、更還奔、登嶺者不幾、干時不及狼藉、凡

生虜三十人、被誅者十余人也、同

六日山門衆徒悉離山、打付中堂

三昧堂、滅堂燈、截落七社以下御

簾・神鏡、鑑門々、追放祠官云々、天台仏法及磨滅之期歟云々、

剝甲冑相具之令參、殊預叡感、凡

人廻其所、指上旗於嶺上之間、更

四至、不泄一人可擄取由宣下、須

叟之間、各馳向、^{○中略}深更名謁、与

士先登之輩、或有死傷者云々、官軍

之中多有之、未聞定説、近江守頼

茂^源將伏兵遮嶺東之險阻、多擄逃山

上者云々、後日、彼朝臣語云、逃

者多赴險阻、早罷向指出旗於嶺上

之間、更還奔、登嶺者不幾、仍不及

狼藉、只兩三人剝甲冑、相具所參

也云々、所諫尤穩便、

六日、天晴、^{○中略}又云、昨日大略

議定了、只流涕離山、打付中堂、

三昧堂、滅常燈、截落七社以下御

簾・神鏡、鑑固門々、追放祠官・

宮巫覗等、各嗚咽皆同下山云々、

是只天台仏法磨滅之期歟、

清水寺と清閑寺との相論から、清水寺が城郭を構築したことが問題が紛糾した。しかし、これがどうして吾妻鏡の記事となるのだろうか。大内守護で、のち後鳥羽上皇の軍勢に攻められ、仁寿殿中で自刃した源頼茂が出るためであろうか。あるいは、在京の御家人達が出るからであろうか。この事件は、十月に入つて山門と南都との争いにまで発展する。そのことは、明月記にも詳しいが、吾妻鏡に見える六波羅飛脚の注進するところの同事件は、明月記の文章は片言隻句もみられない。そこは、採られなかつたとしてよい。

十七日、乙酉、○建保元年八月京極侍従三位定付二条中將雅經朝臣獻和歌文書等於將軍家、蓋是先日被尋仰之故也、件雙紙等今日到着于広元朝臣宿所、即持參御所之廻、御入興之外無他云々、

廿四日、○建保元年七月十日、○同年八月陰晴、略中昏仲章朝臣來談、略

十三日、○同天晴、夜月蒼然、仲

章朝臣以書状重借歌舞文書、案之閑

東事○十一日余ノ「今朝藝院云、関東藝院云々、已以「滅云々、」ヲ指べ

浮説歟、將軍好和歌、求如此文書欲下向由、密々語之、

これは、果して明月記に拠ったといえるかどうかわからないが、雅

経が出てくるので参考として掲げた。(2)例参照。明月記にはこのほか、同年十月十三日の記事として、「季巣僧都來談之次云、関東消息、五代集可當送由也、予書古今乎云々、老眼不堪、旁雖無術事、已非能書之儀、依歌仙之数、不被厭鳥跡者、不可遁避由、領狀了」という條があるが、吾妻鏡には見られない。(2)が明月記によるとすると、片手落ちのようでもある。

(2) 定家、実朝に万葉集を贈り、家領の地頭の非法を訴う [12八三五]

廿三日、己丑、○建保元年十一月天晴、京極侍従三位定家、献相伝私本万葉集一部於將軍家、是以二条中將雅經依被尋也、就其去七日羽林請取之送進、今日到着之間、広元朝臣持參御所、御賞翫無他、重宝何物過之乎之由、有仰云々、彼卿家領伊勢國小河射賀御厨地頭渋谷善左衛門尉致非法新儀之間、領家所務如無、三品雖為年來之愁訴、本自依

不染世事、不奔當此事、思而涉旬月許也、而去比以広元朝臣消息、有愁訴歎之由重被触遣之時、為休息民之歎始發言之間、有其沙汰、之故也、

二条（飛鳥井）雅經は、蹴鞠・和歌の家柄に生まれ、大江広元の女を娶つて教定ほかの子がある。実朝が、大江広元を介して、雅經に定家の幹旋を依頼しているのは、この関係においてであろう。この教定の日記が、吾妻鏡の編纂の材料となつたことは、有名である。たゞ、(2)の実朝の親近の儒者源仲章の存在が、吾妻鏡では姿を消している。彼は、(1)(2)で明月記仕立ての記事の使者派遣主に擬されているにも拘らず、このようになるのは不思議であろう。定家は、この次に、家領の地頭の違乱を訴えている。吾妻鏡では、莊園名や地頭の名字渋谷善左衛門尉が見られる点で、単なる切貼りに補筆といった編纂よりも、別のものを考えてよいのではないかろうか。

穿ち過ぎと笑われたかも知れないが、以上で一つの記事中に幾つもの可能性を想像してみる作業を終る。極端に憶測を加えすぎたため、不確実な要素が、多く入り込んでしまっていることは否めない。一貫した採録規準はなさそうだが、どうも次の五つの要素のうちの幾つかを含んだ記事が、明月記を採録しようとした目的だったらしいことが考えられよう。

○

(1) 幕府や御家人の動静
(2) 後鳥羽院政下の風潮
(3) 承久の乱に關係ある武士や公家の動静
(4) 将軍実朝個人か、その姻戚筋の坊門家の動静

先度対面之時中将語之、依其事表此志也、勢州地頭事、年來之愁訴、何事過之乎、予本自依不染世事、このほか、どうしても採録した事由のわからぬものも存在した。

採録されたものでは、二三の改訂を施されただけでそのまま、吾妻鏡に収録されている場合がほとんどであるが、明月記の記事がもう一つ或は二つ以上の有力な史料といつしょに扱われる場合、それぞれの語句が切り離されて吾妻鏡の編纂者によって別物に仕立て直されている。後者の場合には、いわゆる切貼り以外の編纂方法もあったことを示している。

明月記中の定家の述懐記文を以って、三善康信の言動とした例も、既に指摘されていた(八)のほか、(十)を加えることができたし、(十一)の中にもそれらしいものを見出す。これらの改作の跡には、通説のように、編纂の実務に関与したものの中に、三善(太田)氏の子孫がいて事実以上に祖先の功業に筆を尽したであろうと考えるのは動かし難いようである。さて、再び初めに掲げた三つの問題に戻して考えてみよう。

(一)について。確かに明月記が利用されている記事は、実朝將軍時代に集中する。しかし実朝自身の記事に限られていない。明月記で実朝將軍時代のほかに、これらと同じような趣の記事を取り出してみよう。建仁三年十月廿五日、大番役勤仕のため在京中の大内惟義の宅が焼失した記事がある。承久の乱の張本であった尊長法印や、京方に加担した御家人大内惟信逮捕を伝える安貞元年四月、寛喜二年十二月の記事がある。これらは、吾妻鏡には採録されてはいない。特に前者は、その前の正治二年四月の記事が(一)として吾妻鏡に採録されてきてるのであるから、採録される可能性は充分あった。全体としては、実朝時代中の四年間に集中していたことは否めない。幕府は編纂の為、冷泉為相との交渉があったことから、彼に定家の日記の抄出を求め、為相もかつて定家と実朝との関係を想起し、その頃の部分の利用を許したのであろう。それ以上に手を括げて、関係史料をあるかどうか不明の明月記の他の部分にまで求めようとすることは、時代として無理なことである。従って、(一)と(二)までと似通う記事が明月記の他の部分にあって吾妻鏡編纂者に採録されなくて、非を鳴らすことはできない。実朝時代と限つてみても、明月記は一部を欠いているので、これらのはかにもあったかも知れぬ。(二)の例

より二年後の吾妻鏡の記事、建保三年正月廿日条の、坊門忠信が実朝夫人へ送った使者の言に附加えられた部分、
去年十二月廿九日晚景、於殿上藏人勘解由次官平宗直、与中宮大進藤原兼隆起闇諍、大進打次官、仍翌日卅日兼隆被記流土佐国、參議定家卿參結政、被行講印云々、

も、やゝ無意味な採録ではあるが、前の場合のように、明月記と推定できはしまいか。しかしこれ以外には、可能性のある記事は少い。
次に(二)の使者の点について考える。対照をみても判るように、吾妻鏡の編纂者が何故その日に明月記の記事を収めたか、不可解である。既に使者と報告内容とが密接に結びついているものは、ごく希であり、また使者の鎌倉下着の日付に至っては、明月記の中には何の手懸りもない。

勿論、明月記の日付から一定の間隔を置いて、つまり使者下向に関しての当時の常識的旅程日数を隔てて、使者に報告させている結果でもなさそうである。吾妻鏡の編纂者が恣意的に掲載しようとした結果としない限り——余り最初の段階から恣意的な操作を想定してしまうと、この書物については、何の研究もできなくなるであろうことは、前に触れた——鎌倉側に、こういった使者の往還に関する史料が存在していて、使者の点はそれに依拠し、内容は明月記その他を追加したものではなかろうか、と考えてみるのである。或は使者の出所は、他+明の他にあつたかも知れない。

恐らく幕府というものは、機関の帳簿としては公的な使者の往還を一貫して記録していたものはなかったと思う。あるとすれば、評定衆なり政所・問注所・侍所など世襲的な吏員が個々の家において記した公務日記の中においてではなかろうか。こゝで想い出されるのが、例の建治三年記(分)、永仁三年記の両書である。これらは、評定衆や問注所執事を歴任した家の、太田(三善)康有・時連父子の日記から、何らかの理由で一部を抄出されたものとされている。康有は例の三善康信(善信入道)を祖父にもち、祖父にも公務日記があつたらしいことを窺える吾妻鏡の記

事もあるから、こういった幕府の世襲的事务吏員の家には、日記——貴族のそれと若干ちがつた日記があつたとることができる。しかし残念ながら、両書とも、吾妻鏡の記載範囲より後の時代についての日記抜粹であるため、直接の手懸となすべきものはない。しかし注意してみると、そこには、京都からの使者についての簡略な記事が——詳細ではないのは、一概に抄出のためとのみいえないが——散在する。例えば、仙洞御使播磨前司^(藤原)永康近日参向之間、勢入令問答云々、(建治三年記四月四日)

仙洞御使永康朝臣帰洛云々、(同四月九日)

安東新左衛門自京都下向、南都合戦次第アリ、(永仁三年記一月廿一日)
南都事、……：御使安藤左衛門尉重繩訓釈申之、(同二月廿五日)

使者の往還を、編纂者たちは一方ではこういった日記により記し、明月記の記事を付加えて条文をなしたものではなかろうか。京都使者参着とか六波羅使者参着などのなかには、編纂者の鎌倉中心主義の体例のため、俄かに案出されたものがあるかも知れないが、具体的な使者名と到着日付まですべて机上で作り出したとは考えられない⁽²¹⁾とする、このように理解するべきであろう。

もとと、なかには付け合わすべき使者の条を欠いたため、京都の事柄が鎌倉であつたかの如くなつてゐる条もある。例えば、吾妻鏡では、元久元年十二月十日、実朝夫人となる坊門信清の娘が鎌倉に下着したという。けれども明月記ほかの正確な記録によれば、彼女はこの日に京を立つ。恐らく京都側の日記の抄出を切り放つた際、これを付け合わせき使者を欠いてそのまま掲げられ、「関東下向」が京都出発を示さず、鎌倉到着を示すことになつてしまつたものであろう。

(イ)についてみると、既に触れてみたように、実朝時代に限つても、明月記の中には、吾妻鏡に引かれなかつた他の関東関係の記事が多いし、吾妻鏡にある京都関係記事がすべて明月記とはいいかねる。そこに一概に言いつけるものはないことは、明らかであった。例えば、(イ)で触れた

よう、清閑寺とは清水寺の相論は、発展して山門南都の闘諍にまで発展するが、この後半の闘諍を六波羅飛脚の注進として伝える吾妻鏡の十月廿九日条は、明月記から採録してもよさそう——事実、明月記にはもつと詳細に伝える——だが、そうではない。他の記録・日記を引用する場合とも考え方をべきだが、採訪に徹底性一貫性はみられない。

さて、以上で明月記と吾妻鏡との関係をもとにして、編纂事情を窺つてみようとしたが、一般的に最初から漠然とそう考えられたもの以上に、明確な新しい何も出てこなかつた。すなわち、幕府は、冷泉為相との睨みな間柄から、——この間柄がなければ、恐らく明月記を採訪することはなかつた——その祖父定家の日記のなかから將軍実朝や御家人や実朝時代の関東と関係ある記事の抄出を依頼した。冷泉家側では、その希望に応じると思われる記事を見せたか抄出して送つたかしたが、今日のようないい明確な規準とてなく、抄出者側の漠然たる方針にまかされていた。抄出は切貼りされて草稿となり、補筆が加えられた。しかし、鎌倉に史料があつた事柄には、明月記の佛をとどめぬまでの語句に切断して縷められてしまつた。それなら吾妻鏡の編纂者が、自分で筆を執ればよさそうに思うが、それはしないようである。特別の場合以外——賞讃や非難などの評価や要約の文章以外は、編纂者は記事を作らないようである。

この他の記録についてみると、以上、明月記を対象とした吾妻鏡編纂者の態度から一応考えられるものは、次のようなものだろうか。京都側の記録が採訪される理由は、京都に於ける幕府と関連した或る種の動静を掲げようとする為であることは確かだが、記事が鎌倉に於ける事柄ならば、伝聞記事であろうとも誤聞でない限り採録するらしい。従つて後者のような京都側の記録は、吾妻鏡の中では、使者や帰参者の報告という形式以外の条でも用いられている可能性がある。京都側の記録も当然のことながら明月記一種ではありえない。(といつても、今日知られている当時の他の日記が利用されている可能性は少い)記述當時と編纂当時の二時点で、特に後者の点で記主側と幕府側とが密な關係

にあつた日記であれば、利用されている可能性があるといえる。また吾妻鏡の各記事では、その主題なり登場人物などが、必ずしもその史料の出所を物語ってくれない。たとえ記事が或る家と深く関係する内容でも、別の、今日ではその事に関しては二次的と思われる所を出所にしている場合も多い。連続した事柄に見えても、実は同じ史料から採録したものでない場合も、考慮に入れねばならない。又・次などを介して連なる記事で、史料出所が別の場合が少くない事実も、看過してはなるまい。

註

- (1) 八代国治『吾妻鏡の研究』（大正元年十一月刊）に詳しいが、また和田英松「吾妻鏡古写本考」（史学雑誌二編十号、大正元年十二月、のち『国史説苑』所収）にも指摘がある。
- (2) 佐藤進一「吾妻鏡の原資料」（史学雑誌六一編五号、昭和二十七年九月）・丸山二郎「金沢文庫の吾妻鏡断簡と寛元二年記」（歴史地理八六卷三号、昭和三十一年五月）
- なお私も、「所謂吾妻鏡断簡について」（日本歴史一七九号、昭和三十八年四月）の中で教定の日記と吾妻鏡の対比、及び後半の將軍頼経移徒次第書の成立年代の考証を試みたことがある。
- (3) 八代国治前掲書のほか、石母田正「一谷合戦の史料——吾妻鏡の本文批判の試みの一環として」（歴史評論九九号、昭和三十八年十一月）・平田俊春「吾妻鏡と平家物語及び源平盛衰記との関係」（防衛大学校紀要八輯・十一輯）がある。
- (4) 平田俊春「承久役に関する吾妻鏡の記事の資料について」（歴史地理七三編七号、昭和十四年四月、のち『吉野時代の研究』所収）これに対しても私は「吾妻鏡のものは吾妻鏡にかえせ——六代勝事記と吾妻鏡——」（中世の窓七号、昭和三十五年十二月）で、六代勝事記は、吾妻鏡ほかの抄約にすぎないのでないかと考えた。
- (5) 「国史大系所収主要史籍解題 吾妻鏡」（日本歴史一九四号）、この

稿の訂正を意味する「金槐和歌集の柳営垂槐」（同一四四号）。ただし、目下のところ、この集が吾妻鏡の編纂に披見されたかどうか、確とした論を持ちあわしていない。

- (6) 福田栄次郎「毛利家本吾妻鏡について」（駿台史学九号）

(7) 保阪潤治氏所蔵文書、文永十年八月廿四日藤原為家譲状
藤原定家
故中納言入道殿日記
自治承子治
一身のたから為相と思候也、子も孫もさる物見んと申も候はす、うちすてゝ候へは、侍従殿にたひ候、かまへて見おほえて、公事をもつと

め、人の世にある様をも見しれとをしへさせ給へ、又、本書とも心許はちらさす候、物ならひぬへき四道博士候ハハ、かたらひよりて、よみならへとおはせ候へ、歌の事よりも、てつからかき点して候ふみともにて候也、これらよくよく返々をもくせられ候へく候、あなかしく、

文永十年八月廿四日十津師日 融覚

相伝和歌文書等、皆悉為相にゆつりわたし候、目六同副遣、返々あたなるましく候、あなかしく、

文永十年八月廿四日 融覚

侍従殿

明月記の自筆本の行方にについては、辻彥三郎「明月記自筆本の研究」（国学院雑誌五五卷二号、昭和二十九年六月）によるところが多い。

- (8) 「元久記」「貞永記廿卷」は書名だけで内容が不明であるが、私は、これを和歌関係の別記で、日記ではないと思う。「貞永記廿卷」は巻数が多くすぎる。「定家卿元久元年七月廿二日記云」として引用されている記事は、「可遣召左大弁之由、有仰、參尊勝寺云々、遣召令侍御、良久參入、依召參上、殿下伝仰云」という書出しで、勅撰集の序を書くこと命じられたこと、及び書名をどうするかについて下問あつたこと等を記している。

(9) 徳川幕府は、金地院崇伝に命じ、冷泉為満の許に伝わった明月記

(恐らく原本)の新写本を作らせた。六十三冊。内閣文庫現藏。詳しく述べ、『近藤正斎全集』第二、右文故事卷之一ほか参照。

(10) 藤原定家卿七百年記念遺墨展観目録附記

(11) 定家自筆記、自治承至此年^{二年也}、凡公事故実和歌奥旨明鏡也、住吉

明神神託云、汝月明云々、仍号明月記、此記^{〔冷泉〕}為秀卿正本相伝之外、

更無所持人也、不可有他見、

(12) 文学、昭和三十二年三月号

(13) 太田晶二郎氏の教示による。

(14) 吾妻鏡では、明月記の記事を受けてもそのままではなく、補いうる

説明はできるだけ補入する。明月記中の官職名だけの呼称には、別

の資料によつて人名を補入しようとしたりする場合は多かつたらし

い。(17) 参照。しかし(1)の少輔入道、や(2)の按察卿、のよう

に、比定することができなかつた場合には、、、を以て示している

点、注意する必要があらう。

(15) 京都の火事の記事が、吾妻鏡に皆無といふのではない。多くは、注

釈的説明のない断片的記事にとどまる。

(16) 大内惟義は、鏡ではこの翌年、駿河守として出る。従つて(1)でも

駿河守とするか、前官によつて相模前司と呼ぶか、どちらかであら

う。使者の名を編纂者の机上の作為とするには、絶好の資料となる

う。(2)の源頼時を筑後前司とするのも、翌年の同じ資料が筑後守と

していて、問題を含む。しかし頼時の方は、明月記に筑後国司とあ

る以上、問題はなさそうである。むしろ鏡の翌年の建保元年六月条

に史料批判を向けるべきか。

(17) 殆どが或る資料に依拠しながらも、その間に断片的な説明記事——

例えば人名などを補入した場合もよくある。因の場合、明月記では

ただ検非違使とあるのに、鏡では五条有範、大内惟信、後藤基清の三人の名字を補入している。こうなると、机上の作為といふより、

別に史料があつて補つたとしか考えられない。或は検非違使の判官級に関する資料であったものか。飛鳥井教定卿記を吾妻鏡の資料と

した際でも、こういう人名の補入があることを示したことがある。

前掲「所謂吾妻鏡断簡について」参照。

(18) 史料編纂所影写本 3073/17

(19) 吾妻鏡元久二年閏七月廿六日条。

(20) 註(17)参考。

(21) 建治三年記は、或は吾妻鏡編纂の資料として提出されたものではあるまいかと推測されたこともある。竜齋「建治三年記考」(『鎌倉時代上』所収)

(22) 二条教定の日記が吾妻鏡に採用された場合も、全体としては日記に依拠しながらも、教定自身が「不見知之間、委不記之」とした部分について、他に資料を求めて補筆編纂した点も考えあわせる」とができる。

(補1) 最近入手した国学院大学大学院紀要第一輯の野口武司「吾妻鏡の編纂技法」にも明月記との関係を論じた部分がある。この論旨は、使者の問題を、日記形式をとろうとした編纂技法に起因した作為と説くようである。